

名古屋市告示第 367号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 7年 7月11日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 有料公園施設等の名称
フラワープラザ（名城公園）

2 変更内容

令和 7年 7月13日（日）から同月27日（日）までの供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 5時30分まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課